

## 業務委託仕様書

### 1 業務委託名称

大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）形成戦略等検討業務委託

### 2 業務の目的

「大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画」（港湾法第 50 条の 2、以下、「推進計画」）で設定している CO2 排出量削減の中期目標（2030 年度）46%削減（2013 年度比）は、現状想定する削減等の取組（以下、「促進事業」と記載）だけでは達成が困難であり、また長期目標（2050 年）カーボンニュートラル（CN）の見通しも具体的には立っていない。

そのため、本業務では大阪“みなと”（大阪港・堺泉北港・阪南港）における官民のインフラストックや企業活動、目標達成に必要な促進事業の規模・技術水準などを踏まえ、公共側で取るべき施策や官民連携による促進事業の具体化など、荷主・船社等から“選ばれつづける港”であるための戦略立案等を行うものである。

また、公共が実施する促進事業のうち陸上電力供給設備（以下、「陸電」）については、既存の業務委託の成果をもとに、様々な観点より導入可能性・優先度が比較的上位である箇所を対象に導入に向けた詳細検討を行うとともに、新たな促進事業を推進計画に盛り込むなどの改訂にあたり「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）推進協議会」（港湾法第 50 条の 3、以下、「推進協議会」）の運営補助を行うものである。

### 3 業務内容

次の業務については受注者の業務とするほか、本業務に関する企画提案書に基づき、業務内容を確定する。なお、契約締結後、本業務の履行に際しては、監督職員と協議のうえ、進めることを基本とするほか、本業務内容について数量等含む変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。

#### （1）計画準備

事前に本業務の目的・内容を把握するとともに、監督職員より提供する各種資料及び企画提案書に基づき、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案すること。

#### （2）CNP 形成に向けた戦略検討等

##### ①情報収集・整理

1) 推進計画の対象範囲に立地する事業者及び大阪“みなと”の港湾を利用する事業者について、公開情報等をもとに、CN に関する事業内容・取組方針、次世代エネルギー（水素、アンモニア、e-メタン等）及び再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力等）に関する技術動向・需要・供給、CN に向けた課題を把握し、整理すること。

また、前述の情報収集・整理に加えて、大阪“みなと”における「港湾ターミナル内」、「港湾ターミナルを出入りする船舶・車両」、「港湾ターミナル外」の 3 つの対象範囲合計で 40 社以上については、聞き取り等による調査により、さらに詳細情報の収集・整

理を行うこと。なお、本情報収集で押さえる項目（公開情報等をもとに情報収集・整理するもの、聞き取り等により詳細情報収集・整理するもの）や調査方法、詳細調査等を実施する事業者を選定する視点、これらの実施手順などについては、企画提案書で提案すること。

- 2) 推進計画に基づく CNP 形成に向けた取組に係る海外（国・港湾管理者・国際機関など）や国内の CN 方針（目標や戦略、導入予定を含む条約・規則など）、施策、技術等の情報を収集し、大阪“みなと”の戦略検討等に係る程度に応じて整理すること。なお、本項目にかかる情報収集・整理は適宜行うこととし、1か月に一回以上レポートとして監督職員に報告することとし、本情報収集で押さえる項目や調査方法、調査対象の国や国際機関などを選定する視点、これらの実施手順などについては、企画提案書で提案すること。
- 3) 情報収集・整理において、上記以外に実施すべき内容等については、企画提案書で提案すること。

## ②分析

- 1) ①により収集・整理した情報をもとに、CNに関する事業または事業分野ごとに CNP 形成に向けた課題等を複数方面より分析し、整理すること。なお、評価する視点（課題等）や、分析する方面（技術面や規制面、金融面等）、これら分析の実施手順については企画提案書で提案すること。
- 2) IS014083「Greenhouse gases - Quantification and reporting of greenhouse gas emissions arising from transport chain operations」に基づき、大阪港、堺泉北港、阪南港の3港それぞれで、当該港湾を利用した場合のサプライチェーンにおける排出量について、2013年度及び現時点（2023年度を想定）の2か年で推計し、分析すること。その際、概ね同一条件下のサプライチェーンで分析を行い、排出量の変化等について数値、割合で整理すること。また、サプライチェーンのうち推計する対象範囲はある貨物に着目したサプライチェーンの①全体、②①のうち当該港に入出港するタイミングから港湾ターミナルを出入りする車両がターミナルゲートを通過するまでの区間の2種類を基本とすること。
- 3) 国土交通省が検討中の「CNP 認証（コンテナターミナル）」制度案について、大阪港・堺泉北港と日本の他港（5港以上）、諸外国の港（4港以上）の現状と今後のCNの取組による認証取得の展望について分析を行うこと。また、コンテナターミナル以外の認証制度の動向を把握し、制度の検討状況に応じて大阪“みなと”を対象に認証取得の展望について分析を行うこと。
- 4) 分析において、上記以外に実施すべき内容等については、企画提案書で提案すること。

## ③検討

- 1) ②で分析した結果を踏まえ、ターゲットとするCO<sub>2</sub>排出量大口事業者や業種間横断で取り組むべき部門、CNに寄与する技術分野（CCUやCCUS含む）を検討・整理し、当該技術等の導入に際して必要となるインフラ等も合わせて検討・整理すること。なお、本検討は「港湾ターミナル内」、「港湾ターミナルを出入りする船舶・車両」、「港湾ターミナ

ル外」の対象範囲ごとに実施することとし、検討する「事業者」や「部門」、「分野」などの検討対象とする項目や、その中でその事業者等を選定する視点、検討内容、その実施手順については企画提案書で提案すること。

- 2) 大阪港・堺泉北港においてターミナル内1箇所ずつ以上を対象に、荷役機械・構内車両・ヤード照明等電気設備などの脱炭素化に向けて、現時点での脱炭素化の手法（全て電動化及び再エネ由来電力切替、又は荷役機械はFC化及びその他再エネ由来電力切替、あるいはバイオ燃料などリニューアブル燃料活用による既存設備等使用など）を踏まえ、リプレイス等による設備投資や必要なインフラ（例えば、荷役機械をFC化する場合、水素の貯蔵タンクの規模等）の検討、運用上の課題（燃料供給の手間と時間がオペレーションに与える影響やリニューアブル燃料の安定的な供給の可否等）などを整理すること。このとき、当該港湾ターミナルのターミナルオペレーター等にヒアリングを行いつつ進めること。
- 3) 大阪“みなと”の3港が他港と比較して優位となる項目について検討・整理すること。
- 4) 大阪港・堺泉北港・阪南港の3港が連携することで強みを発揮できる項目を検討・整理すること。
- 5) 推進協議会の構成員等以外の事業者へのCO2削減など脱炭素に資する取組の波及方法を検討すること。
- 6) 大阪“みなと”のCNに関する取組やCNの視点より大阪“みなと”を利用しつづける（する）ことのメリットなどを荷主・船社等の事業者にも効果的にPRする方法を検討すること。なお、PRする対象の考え方や内容、方法、これら検討の実施手順などについては企画提案書で提案すること。
- 7) 検討において、上記以外に実施すべき内容等については、企画提案書で提案すること。

#### ④次世代エネルギー拠点形成に向けた情報収集・整理・検討

- 1) 将来の次世代エネルギー拠点形成に向け、①で収集した情報のほか貨物・船舶等の動向や、そのうち次世代エネルギーの占める割合を把握し、拠点形成に必要な土地、港湾施設等のインフラ規格の検討や概略図の作成を行うなど、将来の港湾計画改訂等に必要の基礎情報を収集・整理・検討すること。拠点形成の推進のため取組むべき項目・観点等の詳細や、これら検討等の実施手順については、企画提案書で提案すること。
- 2) 次世代エネルギー拠点形成に向けた情報収集・整理・検討において、上記以外に実施すべき内容等については、企画提案書で提案すること。

#### ⑤戦略立案

- 1) 大阪“みなと”で効果的にCNを進め、選ばれつづける港となるため、新たな促進事業の掘り起こしや国・府市の制度立案など、目標達成に向けた実行可能な具体的な戦略を立案すること。戦略を立案するうえで盛り込むべき内容等の詳細やこれら戦略立案の実施手順については、企画提案書で提案すること。
- 2) 戦略立案において、上記以外に実施すべき内容等については、企画提案書で提案すること。

#### ⑥推進計画の進捗管理方法の検討

- 1) CO2 排出量集計、CO2 削減量算出、概要版等の公表データ作成、現計画の効果的な進捗管理方法の検討、推進計画改訂を補助（計算・グラフ作成など）すること
- 2) 推進計画の進捗管理方法の検討において、上記以外に実施すべき内容等については、企画提案書で提案すること。

#### (3) 陸電導入に向けた検討

○既存の「令和5年度 大阪“みなと”における陸上電力供給システム導入に向けた検討調査業務委託」の成果を活用し、大阪“みなと”において船社側の利用意向があるなど、需要・事業効果・導入可能性等が比較的高い箇所（2箇所以上）を選定し、下記検討を行うこと。

- 1) 陸電の設置位置について、設置物の重量等の諸条件を踏まえつつ、設置個所を2案以上作成し、比較検討すること。
- 2) 整備について、国際規格等に準拠しつつ、必要な設備内容及び費用を精査すること。このとき、特に蓄電池容量について系統電力の供給事業者と協議・調整を行うこと。
- 3) 維持管理について、国内法令等に基づき、必要とされる点検・補修等を洗い出したうえで、維持管理費用（人件費、点検費用、補修費用など）を整理すること。
- 4) 利用を促すための措置として、陸電利用に伴う電気代への補助を検討しているが、これ以外のインセンティブとして考えられることを1案以上検討すること、また、利用促進に向けた前述の電気代への補助を圧縮する方策についても1案以上検討すること。
- 5) 陸電の導入にあたり必要になると見込まれる「事業評価」において、陸電の費用便益（B/C）のうち特に便益（B）について考えられる観点を整理すること。
- 6) 陸電導入に向けた検討において、上記以外に実施すべき内容等については、企画提案書で提案すること。

#### (4) 推進協議会の運営補助等

推進計画の改訂にあたり、推進協議会を年1回以上（令和7年1月頃、令和8年1月頃開催予定）開催するため、運営補助を下記のとおり行う。

##### ①推進協議会の資料作成

②会場確保及び会場費等の支払（60名収容可能な会議室（コの字型・1日程度（午前中に推進協議会を開催する場合は前日までに設営を終えられるように会議室を確保すること、午後で開催する場合は午前中に設営を終えられるように会議室を確保すること）、20名収容可能な会議室（2時間程度）、大阪市役所（淀屋橋・南港ATC）の近隣（1駅区間程度内）とし、確保にあたっては監督職員と事前に協議すること。）

③推進協議会開催用設備の用意及び支払（Teams 運用可能な設備：通信環境、PC×4台以上、WEBカメラ×1台、WEBマイク×必要台数（※）、会場用マイク×4本以上、プロジェクター・スクリーン×必要台数（※）

（※機材の性能並びに会場レイアウトを踏まえ、出席者が無理なく視聴できる台数（最低1台以上）を用意すること）

- ④設営準備（掲示物の作成含む）
- ⑤当日の運営補助要員（6名程度）の派遣
- ⑥推進協議会参加者用の飲料の用意（50本程度）
- ⑦推進協議会の会議録、会議要旨の作成
- ⑧推進協議会に出席する有識者2名への報償費（「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」第2条（3）に基づき日額16,500円／名）・交通費（往復2,000円程度／名）の支払いを含むものとする。交通費については、経済的かつ合理的な経路による支払金額として、会議開催ごとに精査すること。）

(5) 打合せ

- ・業務着手前（1回）、中間打合せ（概ね1か月に1回）、最終打合せ（1回）を行うこと。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

#### 5 履行場所

本市指定場所

#### 6 報告書作成

- ① 成果品は、監督職員の指示する方法で整理した後、2部（金文字黒表紙製本「A4 パイプファイル形式」）提出すること。また、成果品には電子データも添付すること。
- ② 電子データは、CD-ROM 又は DVD-ROM に保存（PDF 形式、Microsoft Word・Excel・PowerPoint 形式、図面は AutoCAD LT2010 以上若しくは DXF 形式）したものを2枚作成すること。
- ③ 報告書作成にあたり、目次を作成の上、インデックス等を用いて判別が容易になるよう取りまとめることとし、設計に使用する算式等については、参考図表の当該ページを記載すること。また、本業務委託で収集した資料（貸与資料及び収集した資料）を報告書に添付すること。

※成果物の提出に関しては事前に本市の検査を終了したものとするため、提出期限にあたっては検査や修正に要する日数などを勘案し、十分な余裕をもって作成にあたること。

※その他、本市が必要とする書類を求めに応じて随時提出すること。

#### 7 守秘義務

守秘義務等については、次の事項を遵守すること。

- (1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2) 本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、業務終了後速やかに返却すること。
- (3) 本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、本市の許可なく複写または複製してはならない。なお、提供された資料のうち、個人情報保護に関わるもの及び本市の情報セキュリティに関わるもの、非公表を前提に提供を受けた企業等情報は、施錠可

能な保管庫に格納する等、適正に管理すること。

## 8 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項および第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により申し出た場合はこの限りでない。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 9 管理技術者

本業務委託の管理技術者は、企画提案書（様式 3）に記載の「同種又は類似業務」1 件以上において、管理技術者等の管理責任者相当として従事した経験を有していることとする。

## 10 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (2) 業務の進捗状況について、本市の求めに応じ随時報告を行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、本市と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。